**西之表市自殺対策計画の概要**

## **１．計画策定の趣旨**

平成28年に改正施行（平成18年制定）された「自殺対策基本法」及び平成29年7月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」は、自殺対策を総合的・効果的に推進することを目的に、すべての市町村が「自殺対策計画」を策定することとされました。

このような状況を踏まえ、市民や関係機関、地域社会が一体となって「誰も自殺に追い込まれることのない西之表市」の実現を目指し、総合的かつ計画的に自殺対策を推進するために、西之表市自殺対策計画（以下「本計画」という。）を策定します。

## **２．計画の位置づけと期間**

本計画は、本市における最上位計画である｢第６次西之表市長期振興計画｣に基づいた、自殺対策を推進するための分野別計画として位置付けるとともに、「健康増進計画」などの関連計画及び国・県の計画との整合を考慮し策定します。

本計画の期間は令和2年度から令和6年度までの5年間とし、「自殺対策基本法」、「自殺総合対策大綱」の見直しなど、国の動向や社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

### **３．計画の数値目標**

本市においては、自殺者数及び自殺死亡率は数値変動が大きいことから、数値目標にとらわれることなく各施策に取り組み、本計画の最終年度である令和6年度に、自殺者数を限りなく0人に近づけることを目指します。

**４．西之表市の自殺の現状**

①自殺者数及び自殺死亡率の推移（資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）

②地域の主な自殺の特徴(地域自殺実態プロファイル)

過去5年間（平成25年～平成29年）自殺の実態について、性・年代・職業の有無・同居人の有無別で区分したものです。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 上位５区分 | 自殺者数  5年計 | 割合 | 自殺率  （10万対） | 背景にある主な自殺の危機経路 |
| 1位:男性60歳以上有職同居 | 5 | 29.40% | 86.6 | ①【労働者】身体疾患＋介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺／②【自営業者】事業不振→借金＋介護疲れ→うつ状態→自殺 |
| 2位:女性60歳以上無職独居 | 3 | 17.60% | 60.9 | 死別・離別＋身体疾患→病苦→うつ状態→自殺 |
| 3位:男性60歳以上無職同居 | 2 | 11.80% | 34.0 | 失業（退職）→生活苦＋介護の悩み（疲れ）＋身体疾患→自殺 |
| 4位:女性60歳以上無職同居 | 2 | 11.80% | 21.3 | 身体疾患→病苦→うつ状態  →自殺 |
| 5位:男性40～59歳無職同居 | 1 | 5.90% | 168.3 | 失業→生活苦→借金＋家族間の不和→うつ状態→自殺 |

###### **５．施策の体系**

国の自殺総合対策大綱で示された、地域自殺対策の推進において全ての自治体で取り組むことが望ましいとされている５つの基本施策と、本市の自殺の現状を踏まえて優先的な課題となりうる「高齢者を対象とした支援」「生活困窮者を対象とした支援」「働く人を対象とした支援」の３つの重点施策で構成しています。

　（１）基本施策

①　地域におけるネットワークの強化

医療、保健、生活、教育、労働等に関する相談機関等、様々な関係機関が連携・協働する仕組みを構築し、地域におけるネットワークを強化します。

②　自殺対策を支える人材の育成

　　　　　　さまざまな生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気づき」が重要であることから、「気づき」のための人材育成を推進します。

③　住民への啓発と周知

　　　　　　自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、危機に陥った場合には誰かに支援を求めることが当然であるということが、社会全体の共通認識となるよう普及啓発を行います。

④　生きることの促進要因への支援

　　自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行うことです。このような観点から、居場所づくり、自殺未遂者への支援、遺された人への支援に関する対策を推進します。

⑤　児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育

　　「生きる包括的な支援」として「困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられる」ということを目標として、ＳＯＳの出し方に関する教育を推進します。

【体系図】

|  |  |
| --- | --- |
| 目　標 | 令和６年度　年間自殺者　０人 |

|  |  |
| --- | --- |
| 基本理念 | 誰も自殺に追い込まれることのない西之表市を目指して |

|  |  |
| --- | --- |
| 基本方針 | 1. 生きることの包括的な支援として推進 2. 関連施策との連携を強化した総合的な自殺対策の推進 3. 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動 4. 実践と啓発を両輪として推進 5. 関係者の役割の明確化及び関係者の連携・協働を推進 |

|  |  |
| --- | --- |
| 施策体系 | 基　本　施　策  １　地域におけるネットワークの強化  ４　生きることの促進要因への支援  ５　児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育  ２　自殺対策支える人材の育成  ３　住民への啓発と周知  ２　生活困窮者を対象とした支援  ３　働く人を対象  とした支援  １　高齢者を対象  とした支援  重　点　施　策 |

（２）基本施策の目標値

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評　価　項　目 | 現状値  （令和元年度） | 目標値  （令和６年度） |
| 自殺対策計画検討委員会の開催回数 | ― | 1回 |
| 要保護児童対策地域協議会の開催回数（実務者会議を含む。） | 2回 | 3回以上 |
| まるごと情報会議の開催回数 | 12回 | 12回（維持） |
| ゲートキーパー養成講座の開催回数 | ― | 2回 |
| ゲートキーパー養成講座への参加人数 | 3人 | 30人 |
| 広報紙等への掲載回数 | － | 3回 |
| ゲートキーパーの存在について知っている人の割合（アンケートを実施） | － | 35％以上 |
| 悩みやストレスを感じたときに誰か（どこか）に相談したいと思う割合（アンケートを実施） | － | 50％以上 |
| 心理相談会の開催回数 | 24回 | 36回 |
| ＳＯＳの出し方に関する学習会の回数 | － | 1年に1回全小中学校で実施 |

###### **６．自殺対策の推進体制等**

　自殺対策の推進のためには、家庭・職場・地域においての取組が必要なことから、関係機関との連携と協力のもとに、効果的な施策を推進していく必要があります。

　このため、関係機関・団体で構成する「西之表市自殺対策検討委員会」を設置し自殺対策の推進を図ります。